

5/1 受取りました。
中島



2007年5月1日

意見書

異議申立人 草野 利一

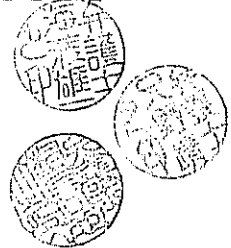
外 114名

異議申立人ら代理人

弁護士 海渡 雄一

同 只野 靖

同 村上 一也



電波監理審議会 御中

意見の趣旨

- 1 標記異議申立人の申立に係る総務大臣に対する異議申し立て事件(年 号事件)は、電波法87条但書に定める「事案が特に重要である場合」に該当することが明らかであるから、電波監理審議会が審理を主宰すべき委員を指名することを求める。
- 2 事案の重大性に鑑み、審理を主宰すべき委員は、電波監理審議会の委員全員とすべきである。

意見の理由

- 1 2006年9月中旬から、主にアマチュア無線に使用されている周波数1.8MHz前後の電波帯に、正体不明の電波が断続的に混信し、通信に支障を来していることが報道されている。報道によれば、「一部の船舶無線にも影響が出ているという。こうした電波の発信は国際条約違反だ。総務省によると、発信源は中国大陸方向にあり、場所を特定し次第、当該国に排除要請する」とのことである。

ところが、同じ総務省によって、合法的にアマチュア無線の電波が妨害されようとしている。それは、電力線を用いた電気信号送信技術(電力線搬送通信設備、Power Line Communications: PLC)が、平成18年10月4日に総務省令によって解禁されたことによる。

本件異議申し立ては、PLCが解禁されたことによって、アマチュア無線の電波が妨害され、通信が不可能あるいは著しく困難になるおそれがあることから、PLCの型式指定の取消を求めるものである。

- 2 PLCによる電波妨害

重要な社会的役割を果たしてきた我が国の短波帯アマチュア無線の文化が、今息絶えようとしている。

それは、コンセントに接続されている電線に、電流(50Hz又は60Hz)とは全く別の高周波の信号(今回解禁されたのは2MHz～30MHz)を送受信することに

よって、電線を介してインターネット接続が可能になるPLCが解禁されようとしている。PLCを用いれば、たとえばパソコンや家電製品の電源コードをコンセントに入れるだけで、インターネット接続が可能になるとされている。これが可能となれば、一般家庭において、新たにインターネット用の配線を施さなくても、既存の電気配線を使用してネットワークが構築できるため、その解禁を求める声はかなり以前からあった。その意味で、このアイデアは、決して最近出てきたものではない。

にもかかわらず、この技術は長らく封印されてきた。それは、簡単に言えば、電線中に高周波信号を流した場合、そこから電波が漏洩し、他の電波利用を妨害するおそれが極めて高いことが分かっており、これに対する有効な対策ができなかったからであった。

後記の総務省令改正で、今回、屋内において2MHz～30MHzの短波帯を使用するPLCが解禁されたが、電波漏洩による妨害のおそれは全く解決されていない。そして、この解禁によって、最も大きな影響を被るのが、同じ2MHz～30MHzの短波帯を使用してきたアマチュア無線なのである。

さらに、影響はアマチュア無線のみにとどまらない。同じ2MHz～30MHzの短波帯を使用してきたすべての領域に影響する。その中には、無線通信を妨害する太陽活動をモニターし宇宙天気予報を実施している電波天文、国による事業免許の元で放送している短波ラジオ、重要な航空路である北太平洋路線をはじめとして陸地から遠く離れた位置では短波が唯一の通信手段となる航空無線や海上遭難無線 — Global Maritime Distress and Safety System (GDMSS)、誤動作が人命の危機に直結する医療機器などもある。

3 PLCに対する疑念と懸念

PLCに対して疑念と懸念を示しているのは、アマチュア無線家だけではない。

現に、平成18年11月9日、厚生労働省は、PLCを解禁した総務省に対して、「PLC機器による医療機器への影響が完全には否定できず、医療機器によっては誤作動を生じさせるおそれがある」として、「医療機関及び居宅等の環境下においてPLC機器と医療機器を併用する場合には安全対策上の措置を講ずるべきことについて、取扱説明書等の媒体を用いてPLC機器の購入者等に対し周知」するなどの行政指導をすることを求めた。さらに、厚生労働省は、同申し入れを行ったことを、各都道府県、医薬品医療機器総合機構、日本医師会、日本医療機器産業連合会等に対しても通知した。

短波帯における電波天文観測は、主として太陽や木星等が発する電波が研究対象としており、特に太陽からの短波帯電波の観測は、宇宙天気予報として太陽爆発に起因する無線通信障害を防止するために広く社会に役立てられている。しかしながら、例え電波天文観測施設の近傍でPLCが利用されなくとも、電離層で反射された全国各地のPLCからの漏洩電波が集積して電波天文観測を不可能にする可能性がPLC解禁の答申参考資料で明らかになり、我が国の電波天文学者は強い懸念を示している。

短波帯の航空無線は、北太平洋海上など衛星経由の航空管制が困難な空域との管制通信に利用されている。これは地上の管制局との唯一の通信手段であり、熟練した航空管制通信士によって、信号強度が雑音強度の1/4でも交信可能であるほどの技術をもって乗員・乗客の安全確保に寄与している。この唯一の通信手段が奪われてしまえば、乗員

- ・乗客は大きな不安をもって飛行せざるを得なくなる。

4 本件異議申し立ての概略

本件は、P L Cが2 M H z ～3 0 M H z の周波数を利用することに伴い、これまで同周波数を使用してアマチュア無線を行ってきた異議申立人らが、P L C機器による混信や電波妨害等によってアマチュア無線を使用できなくなるおそれが極めて高くなったことから、同周波数を使用するP L C機器について既になされた電波法施行規則等が定める型式指定及び電波法が定める許可の取消を求めるものである。

異議申立人らの主張の骨子は、次のとおりである。

- (1) 異議申立人らアマチュア無線運用者は、国から免許を取得し、アマチュア無線を行ってきた者であり、アマチュア無線を従前同様行うことができる利益は、通信の自由そのものというべきであり、市民的及び政治的権利に関する国際規約17条、憲法13条及び電波法上も保護されたものというべきであって、法律上保護された利益である。
- (2) P L C機器の製造・販売を放置すれば、短波帯でのみ可能な遠距離アマチュア無線が不可能となるかあるいは著しく困難な状況になるという重大な損害が生ずるおそれがある。
- (3) P L Cの目的である屋内ネットワークは、イーサネットケーブルを引く、無線LANを利用する等、現状でも利用できる他の方法によって、副作用を生ずることなく、容易かつ安価に構築することが可能である。現に、大多数の家庭では、そのような方法でのインターネット接続が既に広く普及しており、P L Cを解禁しなければならない必要性・必然性がない。
- (4) P L C機器とアマチュア無線等との共存は、現在の技術では不可能であり、P L C機器の製造・販売を禁ずる以外に、アマチュア無線等の通信環境を維持するのに、他に適当な方法はない。
- (5) ア 総務省は、アマチュア無線等他の無線通信を妨害するおそれのある技術を解禁すべきではないことは、電波法100条等の法令の規定から明らかであり、
イ 少なくとも、他の無線利用妨害を不可避免的にもたらす大きな問題が解決されていない現状でP L Cを解禁することは、総務大臣に与えられた裁量の範囲を超え若しくは濫用となると認められるべきである。
- (6) 以上の事情からすれば、異議申立人らの求める型式指定処分の取消が認められるべきである。

5 本件は電波法87条に定める「事案が特に重要である場合」に該当する

電波法87条は、「審理は、電波監理審議会が事案を指定して指名する審理官が主宰する。ただし、事案が特に重要である場合において、電波監理審議会が審理を主宰すべき委員を指名したときは、この限りでない」と定める。

「電波監理審議会40年の歩み」によると、20件の異議申し立て手続きの経緯が報告されているが、残念ながら電波監理審議会が審理を主宰すべき委員を指名した事例は見あたらない。

しかし、本件が異議申し立て事件としては「事案が特に重要である場合」に該当するこ

とは以下の事情からも明らかである。

まず第一に、問題となっている事案において問われていることは、我が国のアマチュア無線の存続そのものに直接影響を与える極めて重大な電波法上の処分の適否が争われていることである。そして、事件の内容において問われているのは、電波の割り当ての問題ではなく、アマチュア無線の通信が継続できるかどうかという、無線通信の死活的問題が問われているのである。

第二に、関係する異議申し立て人の人数が多いし、またこれによって影響を受ける関係人は我が国において免許を受けているアマチュア無線家、短波放送受信者、航空無線使用者、漁業無線使用者など、非常に広汎である。

第三に、本件規則の制定に当たっては、情報通信審議会の議論を経ているけれども、その経過に重大な過誤があり、異議申立人らが実際に販売されている機器を用いた実験によって、その過誤が既に実証されていることである。

第四に、これまで販売されている国内メーカー販売のPLC機器においては、メーカーが自主的にアマチュア無線周波数帯に被害をもたらさないよう、配慮して機器の仕様にノッチを組み込んできた。それでも、少なからぬ影響は避けられないが、まもなく海外メーカーからアマチュア無線周波数帯に被害をもたらさないよう、配慮して機器の仕様にノッチを組み込んでいないPLC機器が発売されようとしている。まさに、これから被害が一挙に現実化しようとしているのである。

第五に、本件は、その及ぼす影響が甚大であり、迅速な判断を審議会全体で議論して速やかに判断する行う必要がある。審理官を通じた審理では、審理官のまとめた意見書に基づく審議会の議論をせざるを得ない。しかし、本件総務省令改正を主導した官僚に委ねていたのでは、適切な判断が不可能であることは明白である。

第六に電波監理審議会の任務は、電波の公平な利用に帰着するが、長い電波行政の歴史において、電波のバッティングを引き起こすような機器を認可した例はない。他の認可された通信が困難になるような電波利用を認めた前例がないのである。総務大臣が認可した電波法の免許事業者の通信ができなくなるという深刻な危機を、総務省自らが創り出すという異常な状況が生み出されているのである。

第七に、審議会の委員の方々には、メーカーは総務省令において義務づけられていないのに、なぜノッチを入れているのかという点について深く考えて頂きたいということである。総務省令の定めたPLCの許容値に問題がないのであれば、ノッチを入れる必要はないはずであるのに、なぜ先行国内メーカーはこのような設計を採用したのか。それは、総務省令の定めている許容値が不十分であり、アマチュア無線の通信妨害となることをメーカーは知っているからである。

最後に、このような電波環境の未曾有の危機を救うためには、審議会・委員みずからを前に乗り出し、審議会本来の機能を発揮し、誤った総務省令とこれに基づく型式指定を取り消して頂きたいのである。

6 結論

よって、本件は、電波法87条但書に定める「事案が特に重要である場合」に該当することが明らかであるから、電波監理審議会が審理を主宰すべき委員を指名することを求め

るものである。また、事案の重大性に鑑み、審理を主宰すべき委員は、電波監理審議会の委員全員とすべきである。